

平成23年9月22日

やまさ海運 株式会社
代表取締役 伊達 昌宏 様

九州運輸局 長崎運輸支局

一般旅客定期航路事業の航路名の変更について（通知）

平成23年8月24日付けで申請のあった、長崎～軍艦島沖～野母崎航路（九州第3015号）の「野母崎コース」の廃止等については、別途認可されたところですが、当該「終点：野母崎」の廃止に伴い、航路名を下記のとおり変更したので通知します。

記

航路番号 九州第3015号

旧航路名 長崎～軍艦島沖～野母崎

新航路名 長崎～軍艦島



九州第3015号
(九運事旅第304号)

許 可 書

やまさ海運株式会社
代表取締役 伊達 昌宏 様

平成15年 7月11日付をもって申請のあった長崎～軍艦島沖～野母崎間の一般旅客定期航路事業は、下記の条件を付して許可します。

記

旅客の輸送に関し支払うことのある損害賠償のため、旅客を被保険者とし、旅客定員1人に対し保険金額が3,000万円以上である保険契約を運航開始の日までに締結し、かつ、その契約を継続すること。

ただし、上記保険契約に代えて貴社が被保険者となることによって上記保険と同じ効果を有する保険契約を締結することも差し支えない。

平成15年 9月10日

九州運輸局長 大 庭 靖 雄

